

広島県告示第九百八十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和六年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

宮島鳥獣保護区弥山特別保護地区

二 区域

廿日市市宮島町地内の瀬戸内海国立公園特別保護地区（昭和三十二年厚生省告示第三百四十四号で指定）の区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

一 名称

三段峡鳥獣保護区三段峡特別保護地区

二 区域

山県郡安芸太田町地内の西中国山地国定公園特別保護地区（昭和四十四年厚生省告示第六号で指定）の区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

一 名称

斎島周辺鳥獣保護区斎島周辺特別保護地区

二 区域

呉市蒲刈町地内の仏ヶ崎と黒鼻を結ぶ直線と、仏ヶ崎と呉市下蒲刈町上黒島南東端を結ぶ直線の交点を起点として、同所から仏ヶ崎と黒鼻を結ぶ直線を南東方に進み、黒鼻に至り、同所から同所と上蒲刈島南東端とを結ぶ直線を北東方に進み、上蒲刈島の南東端に至り、同所から最大満潮時海岸線を北方に進み、豊島大橋（通称あび大橋）との交点に至り、同橋を東方に進み、同橋と豊島の最大満潮時海岸線との交点に至り、同所から豊島の最大満潮時海岸線を東方に進み、豊浜大橋に至り、同所から同橋を東方に進み、大崎下島の最大満潮時海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東方に進み、呉市豊浜町と呉市豊町との行政界との交点に至り、同所から同点と豊浜町斎島東端とを結ぶ直線を南西方に進み、斎島東端に至り、同所から最大満潮時海岸線を西方に進み、同島南西端に至り、同所から同端と下蒲刈町上黒島南東端とを結ぶ直線を北西方に進み、上黒島南東端に至り、同所から同端と蒲刈町仏ヶ崎とを結ぶ直線を北西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域の海面及び豊浜町斎島の最大満潮時海岸線から二キロメートル以内の海面の区域（ただし上

蒲刈島、豊島、大崎下島においては、最大満潮時海岸線から五十メートルの範囲の海面は除く。）

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

一 名称

帝釈峡鳥獣保護区帝釈峡特別保護地区

二 区域

庄原市東城町及び神石郡神石高原町地内の帝釈峡鳥獣保護区内で比婆道後帝釈国定公園第一種特別地域（昭和三十八年七月二十四日付け厚生省告示第三百三十一号で指定）の区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで